

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 25 日 (金) 第 144 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5

公 告

- 落札者等の公告 (総務事務センター取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 857 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 9 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町上山田字荒平6811番10, 字新ヶ谷6815番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 858 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 9 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所

南さつま市笠沙町赤生木字赤生木潟西11373番5・11373番32（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第859号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 9 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

大島郡喜界町大字花良治字マデ84番7

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第860号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 9 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

薩摩川内市久見崎町字小平1756番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第861号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和2年9月25日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表始良市区域（始良市の地区）の項を削る。

令和2年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
始良市区域 (始良市の地区)	(1) 主としてさし網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 10トン以上20トン未満の漁船によりかつお一本釣りを営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第862号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和2年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和2年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日清丸紅飼料（株） 鹿児島工場 2010001029465 (鹿児島市)	日本通運（株） 谷山1号倉庫 4010401022860 (鹿児島市)	肉用牛肥育用配合飼料	もとぶ前期	令和 2.6	重金属－カドミウム、鉛	無
		肉用牛肥育用配合飼料	もとぶ後期	2.6	重金属－カドミウム、鉛	無
志布志飼料（株） 志布志工場 1340001015004 (志布志市)	出水運輸センター（株） 7340001011708 (出水市)	ブロイラー肥育前期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏スタートC	2.6	重金属－カドミウム、鉛	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏仕上	2.6	重金属－カドミウム、鉛	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日本農産工業	同左	ノーサン印ブロイ	令和 2.6	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗	無

(株) 志布志工場 6020001015642 (志布志市)		ラー肥育後期用配合飼料 J F エナジー中期		繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
		ノーサン印プロイラー肥育後期用配合飼料新ノーサン中期	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印ほ乳期子牛人工乳用配合飼料バナナカーフ	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印ほ乳期子牛育成用・若令牛育成用・肉用牛繁殖用配合飼料カーフドレッシング	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印海産魚育成用配合飼料クロシオベース	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		ノーサン印海産魚育成用配合飼料 S A マッシュュ 60	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
九州昭和産業(株) 志布志工場 5340001014984 (志布志市)	同 左	マルニ印配合飼料成鶏用 E X 17 H	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料児湯プロ仕上 C M	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料児湯プロ後期	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料ファイ子豚	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料子豚用ダッシュ T	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
薩摩中央飼料事業協同組合 溝辺工場 4340005002929 (霧島市)	同 左	T M X	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株)源麴研究所 溝辺工場 8340001007770 (霧島市)	同 左	新河内菌黒麴	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株)エコハーベストシステム 東開工場 4340001018508 (鹿児島市)	同 左	脱水飼料	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
マルイ食品(株) 野田工場 9340001011838	同 左	チキンミール	2.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無

(出水市)

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年9月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	百次木場茶屋線	薩摩川内市川永野町字小奈多平6924番11地先から6922番23地先まで	令和2年9月25日

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（庶務事務システム更新等業務） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月17日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州
福岡市博多区博多駅前一丁目17-21
- 随意契約に係る契約金額
352,000,000円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第51号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表に次のように加える。

227	有料老人ホームことぶき	出水市上鯖淵48番1
-----	-------------	------------